

# 第8章 豪州

## 関税

### 高関税品目

#### <措置の概要>

豪州のウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は11%とその水準は高く、品目別では、一部の衣類（最高55%）、乗用車（最高40%）、電気機器（最高23%）、特殊用途ガラス（最高42.5%）等がある。しかし、実行税率は一部の衣類（7.5%～17.5%）、乗用車（10%）、電気機器（0～5%）、特殊用途ガラス（0～10%）と低くなっている。予見可能性の観点からも、今後譲許税率を引き下げ、実行税率と譲許税率の乖離を是正することが望ましい。なお、豪州の譲許率は96.5%で、非譲許品目には一部の衣類（実行税率7.5～17.5%）、履物（実行税率10%）、一部の織物（実行税率17.5%）等がある。

#### <国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。